

## 滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱

### (通則)

第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第75条の2の規定に基づく国民健康保険保険給付費等交付金の交付については、法、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令、滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法および算定政令において使用する用語の例による。

### (交付の目的)

第3条 国民健康保険保険給付費等交付金（以下「保険給付費等交付金」という。）は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、および県内の市町の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うことを目的とする。

### (交付額)

第4条 保険給付費等交付金の交付額は、次の各号に掲げる交付金の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 普通交付金 市町による療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、審査支払手数料、出産育児一時金および葬祭費の支給に要した費用の全額に相当する額
- (2) 特別交付金 次に掲げる額の合算額
  - ア 算定政令第4条第3項の規定により、国が災害その他特別の事情がある市町が属する県に交付する特別調整交付金の額のうち、県内の当該市町の災害その他特別の事情に応じて交付する額
  - イ 法第72条第3項の規定により、国が市町の取組を支援するため交付する額のうち、県内の当該市町の取組に応じて交付する額

ウ 法第72条の2第1項の規定により、毎年度県が繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより、県内の市町の交付に充てる額

エ 法第72条の5第1項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額（算定政令第4条の5第3項の規定による特定健康診査等費用額をいう。以下同じ。）の3分の1に相当する額および法第72条の5第2項の規定により県が一般会計から県国民健康保険事業特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の3分の1に相当する額の合算額のうち、県内の当該市町の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

（交付の条件）

第5条 保険給付費等交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 保険給付費等交付金の対象事業（以下「事業」という。）の内容を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業により取得し、または効用の増加した機械、器具およびその他の財産については、規則の規定により知事の承認を受けずに保険給付費等交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県国民健康保険事業特別会計に納付させることがある。
- (4) 保険給付費等交付金に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、別に定める調書および証拠書類を保険給付費等交付金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 事業により取得し、または効用の増加した財産がある場合は、前号に定める書類については、同号に定める期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日または規則の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（申請手続）

第6条 保険給付費等交付金の交付の申請においては、市町は、第4条第1項第1号および第2号アからエまでに掲げる交付金ごとに知事が別に定める様式による申請書に關係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

（変更申請手続）

第7条 保険給付費等交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を

変更して追加交付等の申請を行う場合は、市町は、第4条第1項第1号および第2号アからエまでに掲げる交付金ごとに知事が別に定める様式による申請書に關係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

第8条 知事は、第6条または前条の規定による申請書を受理した日から起算して、原則として30日以内に交付の決定を行うものとする。

(保険給付費等交付金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、交付決定した範囲内において、概算払をすることができる。

(決定の通知)

第10条 知事は、市町に係る保険給付費等交付金について交付決定または交付決定の変更決定を行ったときは、当該市町に対し第4条第1項第1号および第2号アからエまでに掲げる交付金ごとに知事が別に定める様式により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

2 知事は、算定政令第6条第5項ならびに第7条第1項および第2項の規定に基づき市町に係る保険給付費等交付金を減額する場合は、当該市町に対しその旨を通知するものとする。この場合において、弁明の機会の付与の方法については、行政手続法（平成5年法律第88号）第三章に定めるところによる。

(状況報告)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、市町に対し、事業の遂行状況に関し、期日を定めて報告を求めることができる。

2 市町は、前項の規定に基づく報告を求められたときは、知事が別に定める様式で報告しなければならない。

(申請の取下げの期日)

第12条 市町は、申請を取り下げるときは、市町が、交付の決定を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(保険給付費等交付金の返還)

第13条 知事は、市町に保険給付費等交付金を交付した後に当該交付金の全部または一部を返還すべき事実を発見した場合は、当該事実を発見した日が属する年度においてこれらの交付金を返還させ、または保険給付費等交付金の

額に充当することができる。

(実績報告)

第14条 この保険給付費等交付金の事業の実績報告については、市町は、当該年度の事業が完了したときは第4条第1項第1号および第2号アからエまでに掲げる交付金ごとに知事が別に定める様式による実績報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(保険給付費等交付金の額の確定の通知)

第15条 知事は、市町に係る保険給付費等交付金について交付額の確定を行ったときは、市町に対し第4条第1項第1号および第2号アからエまでに掲げる交付金ごとに知事が別に定める様式により速やかに確定の通知を行うものとする。

(その他)

第16条 特別の事情により第4条、第6条、第7条および第14条に定める算定方法、手続によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県国民健康保険調整交付金要綱(平成17年11月25日付け健康福祉部長通知)および滋賀県国民健康保険特定健康診査・保健指導県費負担金交付要綱(平成20年12月25日付け健康福祉部長通知)は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。